

5期第7回さいたま市消費生活審議会

期 日	平成28年7月27日(水)
場 所	さいたま市役所
会 議 時 間	開会 午後 2時02分 ~ 閉会 午後 3時32分
出 席 委 員	会長 松苗 弘幸 委員 中村 弘毅 宮西 陽子 亀崎 美苗 飯岡 広子 江森 信行 鈴木 正美 吉川 尚彦 廣田 美子 石田 恆子 池上 憲二 柳川 淑子
欠 席 委 員	渡部 貞一 笠原 朝子 滝澤 玲子
日 程	1 開会 2 議題 (1) 消費者教育推進計画について (消費者教育推進地域協議会として) (2) 平成28年度消費者教育実施状況調査及び平成28年度消費者問題調査結果について (3) その他 3 閉会
配 付 資 料	・ 次第・委員名簿 ・ 座席表 ・ 資料1 さいたま市消費者教育推進計画素案(本編) ・ 資料2 さいたま市消費者教育推進計画素案(概要版) ・ 資料3 消費者教育推進計画で掲げるべき目的・目標 ・ 資料4 平成28年度消費者教育実施状況調査結果 ・ 資料5 平成28年度消費者問題調査結果 ・ 資料6 平成27年度さいたま市消費生活相談件数
傍 聴 人	なし
会 議 録	別添のとおり
出 席 職 員	市民生活部長 木島 泰浩 (幹事) 消費生活総合センター所長 小池亮太郎 (書記) 消費生活総合センター所長補佐 川島 朋之 消費生活総合センター所長補佐 齋藤 路子 消費生活総合センター消費生活係主査 荒川 尚志 消費生活総合センター消費生活係主査 吉田雄一郎

5期第7回さいたま市消費生活審議会 会議録

平成28年7月27日（水）

開 議（午後2時02分）

○川島所長補佐

〔開会のあいさつ〕

委員15人中12人出席で過半数に達しているため会議成立となります。「さいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱」により原則公開で、会議の開催結果および議事録を作成し、各区役所情報公開コーナーにて市民の閲覧に供するとともに、ホームページ上で公開いたします。

〔資料確認〕

条例施行規則第35条の規定により、「議長の職」を務める会長に以後の進行をお願いします。

○松苗弘幸会長 みなさんこんにちは。5期の審議会も今日が最後になります。これまで消費者教育推進に関して様々な議論をしてきました。本日も含めてより良い結果となるよう、皆様方から様々なご意見をいただきたいと思っておりますので、本日もよろしくお願ひいたします。それでは、議事を進めてまいります。事務局の方で今日は傍聴者の方はいらっしゃいますでしょうか。

○川島所長補佐 本日傍聴者はございません。

○松苗弘幸会長 わかりました。それでは最初に、議事録の作成に係わる委員の氏名を行いたいと思います。これは事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認していただき、署名をして頂いて、承認をして頂くものです。私のほか、「宮西委員」と、「江森委員」にお願いしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

○両委員 承諾

○松苗弘幸会長 それでは、両委員には、審議会を代表して、事務局で議事録を作成しましたら、内容等を確認していただき、承認の署名をよろしくお願ひいたします。それでは、本日の議題ですが議題1としまして「消費者教育推進計画について」ですが、こちらは消費者教育推進に関する議題ということで、前回に引き続き第4回目の「消費者教育推進地域協議会」として協議させていただきます。これについては、第3回審議会での審議の結果、当審議会を協議会とみなして進めていくことにするという決定に従うものになります。なお、本協議会の設置については、消費者庁ホームページの消費者教育推進協議会設置状況のページに記載されています。それでは、事務局の方から消費者教育推進計画についてのご説明をお願いします。

○消費生活総合センター所長 議題1について、説明。

資料3はさいたま市としてこの推進計画で目指すべき目的・目標について、後日皆様からご意見を別途いただいたものをまとめたものです。5名の委員からご意見をいただき、うち4名から共通して「消費者市民社会の構築」やその概念の実現を目的・目標にすべきというご意見がありました。また、前回までの協議会で、計画の内容がわかりにくいというご意見が複数の委員から挙がっていました。今回、事務局案として、事前送付した資料1「さいたま市消費者教育推進計画（素案）」と資料2のリーフレット形式の概要版をまとめました。この推進計画の中でさいたま市が目指す目的を「消費者市民社会の実現」と明記した上で、平易でわかりやすい概要版をリーフレット形式でまとめたもので、既に推進計画を公表している政令市の中から、仙台市・福岡市を参考にしました。

<資料2説明>

最初の見開き：最初に消費者を取り巻く状況を示した上で、消費者教育が求められる4分野（国が発表した『イメージマップ』の4領域に該当）を示し、分野ごとに行う消費者教育の内容をわかりやすい言葉でまとめ、さらにライフステージごとの実施を図示。

次の見開き：今回の推進計画の目的になる「消費者市民社会の実現」のまとめ。消費者市民社会とは何か、実現のために一人一人がやっていくこと、この行動がつながり「公正で持続可能な社会」が形成されていく流れを示す。

その次の見開き：さいたま市としての取組と方向性。

裏表紙：消費生活センターの紹介。

よりわかりやすいものにするため、皆様からご意見をいただきたい。

本編にあたる資料1については、計画の目的を冒頭に追加、大項目の1番目を前回素案までの「基本的な考え方」という表題を改めて、「計画の目的・趣旨」に。以降、一部改訂したところがありますが、概ね前回までの素案を踏襲。特に、前回の協議会において、現状と課題における現状は、消費生活相談の現状であって、消費者教育の現状になっていない、というご意見をいただきましたが、他政令市の推進計画における現状を確認してみたところ、消費生活相談状況における現状か、アンケートを実施して消費者意識の現状のいずれか、もしくは両方を、現状としてまとめており、消費者教育の現状を示している自治体はなく、現状から課題を挙げて、取り組みの方向性を定めていくという観点から考えると、問題解決すべき課題は、消費者トラブルや消費者被害をなくすこと、消費者の意識を向上させること、などになると思います。トラブル・被害がどういったところで起きているのか、消費生活相談状況から現状をまとめて、ここから課題を整理し、方向性につなげていくという構成が適切と思われたため、この部分に関しては前回までとほぼ同様の内容としました。

イメージマップについても、わかりにくいというご意見を多数いただいていたので、見直しました。消費生活センターの施策については、ライフステージと領域を無理に1つにまとめずに2つに分けて表現、19ページにライフステージ別各施策の取組状況を星の数でイメージして表現し、次に領域別の取組状況のイメージを円グラフで表現してみたものです。一方で、20ページ以降の他部署管轄の施策については、ライフステージの分類を4分類に大きく改めた上で、複数領域に該当する施策について、教育の主たる目的となる領域と、従たる領域とを色の塗り分けで表してみました。

また 24 ページ以降の取組事業一覧については、消費生活センターの取組、他部署の取組、共に、27 年度までの実績を反映させた内容に改めております。

○松苗弘幸会長 ありがとうございます。今回の素案は、事務局より事前に資料が送付され、内容について確認を依頼されていたものですが、この場を以って皆様からいろいろな意見をいただいて素案としてまとめていくものとなります。皆様からご意見をいただきますようお願いいたします。

○廣田美子委員 概要版は、一般の市民にとってわかりやすく、よくなったと思います。本編の後半部は難しいと思います。

○柳川淑子委員 非常にわかりやすいものができて、これだと今までの話が一目でわかり、大勢の方が理解できるのではないかと思います。その中で気になったものは、「消費者」という言葉は狭い範囲に捉えられるため、「生活者」など表現を工夫してはどうでしょうか。「環境汚染」は「環境破壊」、「ビットコイン」は「電子マネー」が適切ではないかと思います。下段では『商品・サービスの安全』に書かれている「トラブル解決の法律や制度の利用法を知る」というのは、『生活の管理と契約』に該当するものではないかと思います。次ページの消費者市民社会の実現はわかりやすくよいと思うのですが、右側の「影響を及ぼすことができる様々な問題」はわかりにくいので、例えば私たちができる取り組みなどしてはどうでしょうか。「具体的には」のところは、ごちゃごちゃに入っているのも、環境に関するもの、食品に関するものなど整理するとわかりやすいのではないかと思います。次ページのさいたま市の取組・方向性の各項目の補足説明は文章が長くわかりにくいので、2 行程度にまとめると読みやすいと思います。

○松苗弘幸会長 整理させていただくと、「消費者」という表現について、「生活者」など広がりのある表現にしてはという点と、環境汚染より環境破壊、ビットコインより電子マネーが適切という点と、消費者を守る法律や制度の該当分野が違うのではないかと、消費者市民社会の実現における「影響を及ぼすことができる様々な問題」はもう少しわかりやすい表現を、さいたま市の取組・方向性はもう少し文章を簡潔にということころでしょうか。

○柳川淑子委員 高齢者もおりますので、文字は大きく、濃い方が読みやすい。

○松苗弘幸会長 今のに関連して思ったのは、ビットコインは仮想通貨ではあるが固有名詞だと思うので、そうした問題もあるかと。また「影響を及ぼすことができる様々な問題」のところは、みなさんができることという意味合いでもう少しわかりやすくできないかと、私も感じました。

○消費生活係吉田主査 消費者市民社会の実現のページですが、みんなができることは何なのかを「具体的には」の部分で示したつもり。「影響を及ぼすことができる様々な問題」は標題については悩んだところですが、ニュースなどでも取り上げられるような、消費者市民社会に関係する言葉を拾い出したもの。

○**松苗弘幸会長** 消費者でも変えられる問題ということで、今の表現はわかりにくくなっている。

○**消費生活係吉田主査** 表現については検討いたします。また、先程ご意見いただいたように、やっていく取組について別角度からまとめる方法もあると思いますので、これについても検討させていただきたい。

○**石田恆子委員** 私もわかりやすい内容になってよかったと思います。その上で気になった点ですが、市民＝消費者となっているが、市民はいらないのではと思います。生活者でもよいが、個人的には消費者でよいのではと思います。取引のグローバル化・ボーダレス化はグローバル化だけでいいのではないかと思います。その説明も文語的で表現を改めてはと感じました。下段の商品・サービスの安全にある「安心して危険の少ない暮らし方を習慣づける」は「危険を避けて安心な暮らし方を目指す」の方がわかりやすいと思います。情報とメディアにある「広告や評判をそのまま信じずに疑問や関心を持つ」は「広告や評判に関心や疑問を持つ」でよいのではないのでしょうか。最後のセンター紹介のところにある出前講座・セミナー開催の説明は、「消費生活に関する学習機会を提供します。暮らしに～」とした方がわかりやすいとおもいます。

○**松苗弘幸会長** 言い回しはいろいろな意見があると思いますので、ご意見として参考にさせていただければと思います。

○**廣田美子委員** 市民＝消費者と書いてある方が、私としてはいいかなと思います。事業者も別な面では消費者であり、市民はみんな消費者を表すには市民＝消費者がわかりやすいと思います。

○**松苗弘幸会長** いろいろな意見がありますが、私も「市民」とするのはさいたま市としての1つの示し方と思います。

○**池上憲二委員** 意見が1つと質問が1つです。現状と課題の説明で、他の自治体の計画では相談の現状が載っているからいいではないかと聞こえた。他がそうだからというのは別の話。やはり現在の教育状況はまとめるべきだと思います。現実的にまとめるのは時間の制約で無理なのだろう。時期の計画まで4年間あるので、それまでにまとめて活かすべきだと思います。次に質問ですが、概要版と本編で取組と方向性が示されていますが、概要版では「具体的な施策」となっているのに対し、本編では「指標」となっている。「指標」はこの計画で具体的に詰めていくのか、あるいはこの後のアクションプラン等でまとめるのか、お聞きしたい。

○**松苗弘幸会長** 最初の部分のご意見ということでしたが、私から質問にさせていただくと、本編24ページ以下で現在の取組事業としてまとめられている部分で、これを前に持ってくるかどうかについて前回議論があって、取組として後ろに載せていけばいいとか、消費者教育に関する計画なのだから前に持ってくるべきとか意見があったもの。位置は今のままであっても前の部分で照会や評価を入れる事は出来ないか、というのを質問とさせていただいて、後者は純粹に質問なので、事務局でお答えいただきたい。

○消費生活総合センター所長 池上委員のおっしゃる通りです。今年度は推進計画を策定させていただき、事業については来年度確認しながら30年度にアクションプランとするのがいいのではないかと思います。

○池上憲二委員 ということは、指標の部分は30年度になって初めて回数や人数が出てくるということですか。

○消費生活総合センター所長 そのようなイメージを持っています。

○川島所長補佐 池上委員の言われた消費生活相談の現状に対し、消費者教育の現状を記載すべきではないかという点から回答しますと、消費者教育の現状は把握しきれない部分もありますが、消費者教育の現状は毎年調査を実施しており、何らかの形で推進計画に反映できないかと検討いたします。今回の推進計画が32年度までなので、その間に反映方法や相談状況とのリンクなど検討させていただきたい。今回の推進計画については、相談状況からのアプローチが必要と考えますので、第1段階としてこの構成で進めさせていただきたいと思います。

次に指標については、認知度70%以上といったように、数値で示したものはわかりやすいため、指標についても数値化していかななくてはいけないと考えております。

○池上憲二委員 今どんな教育が行われているのかまとめる必要があるといったのは、今やっているのかやっていないのか、やっているけれど内容が悪いのか、そこも今はわからない、ということが問題。無駄にやっているならほかのことをやった方がいいという意見も当然出るはず。指標については、ここだけで簡単に決められないということはわかりましたので、概要と同様の表現に変えた方がいいと思います。

○川島所長補佐 消費生活基本計画でも評価方法を改めました。これも踏まえ、評価方法等検討したいと思います。

○松苗弘幸会長 取組内容の一覧は24ページ以下に出ていて、消費者教育に関する推進状況は素案4ページの地域協議会の位置付けに書かれているとおり、「進捗状況の確認や見直しに対する意見を述べる役割が与えられています」ので、今回の計画に基づいて具体的にどう実施されているのか、審議会で定期的に報告と検討をさせていただくことはよろしいでしょうか。

○川島所長補佐 そのように認識しています。

○松苗弘幸会長 皆さんもご承知おきください。

○飯岡広子委員 県では独立した消費者教育の計画ではなく、消費者行政の計画に含まれたかたちで進めているのですが、ワーキングで現況における消費者教育の情勢を検討しました。その中で現状をあぶり出そうとしたのですが、幼児期が弱いとか社会人になってからが弱いなど一部見え

てきてはいるが、それを言葉に落とし込むのは難しい。網羅できているかという点は、環境なども消費者教育になり、きっちりさせるには難しく時間がかかる。さいたま市はその代替として消費者被害が改善されるターゲットの検討のために相談の実態から分析して消費者教育の重要性を書いているのかと思います。

○松苗弘幸会長 今の話の流れで、消費者被害をなくすという観点からの教育がメインで、啓発の要素が多くなっています。皆様からも意見が出されている、サポーターやリーダー、担い手の育成といった観点が取組の方向性にない。消費者市民社会についても周知活動や啓発活動を挙げていて、担い手の育成と活用が入っていない。というのが気になっていました。被害から入ってしまっているので、担い手・サポーターに関する記述を入れていただければと思います。

○消費生活総合センター所長 会長ご指摘のサポーターの活用については、各委員さんからもご指摘を受けているところですが、さいたま市では県のサポーターの活用を検討しており、今年度取組み始めたところです。今後活用を継続していければと考えています。

○松苗弘幸会長 動き出せていることは存じ上げていますので、是非そうした方向性も入れていただければ。

○川島所長補佐 所長からサポーターについて説明させていただきましたが、担い手の育成においてはこの推進計画では弱い部分ではあるかと思しますので、再度見直しを含め検討させていただきたい。

○松苗弘幸会長 最初のスタートは行政側であっても、市民側がスタートになれる社会だと思うので、「育成」というより担い手の活動の「支援」の方がイメージが合うと思います。

○吉川尚彦委員 19 ページ以降は参考資料として付くのですか。

○消費生活総合センター所長 推進計画の内容として掲載させていただきます。

○吉川尚彦委員 次回の課題としていただきたいのですが、20 ページからの図や 33 ページからの表は行政の組織順になっている。施策には意味があって、20 ページであれば「消費者市民社会の構築」という目的があって、そのための施策があるはずだが、この関係性で 16・17 ページの方向性とどういう意味を持つのか。次の課題として、5 つの方向性をやっていくために何をするのか、それはどの部署がやった方がいいのか、場合によっては行政でない事業者や様々な担い手などに要請するなどを検討していただきたい。担い手の育成も言葉では誰でも書けるが、実際には計画やプロセスの中に反映されることが望ましい。

○消費生活総合センター所長 パソコン関係の講座などは I C T 政策課と連携するなどしているが、連携については困難な部分もあり、ご指摘いただいたことを検討し、今後できることは実践して

いきたい。

○**飯岡広子委員** 担い手は事業者も含め、現実的にやっていることは数多くあると思う。底が見えてこないのが課題ではないか。どんな消費者教育をやっているかあぶり出すのは難しいと申しましたが、今はできなくても「見える化」できるように推進していくことでさいたま市の方向性を出せるのではないかと思います。

○**消費生活総合センター所長** こちらにも事業者代表の方がたくさんいらっしゃるので、ご協力いただければと思います。

○**松苗弘幸会長** 部署内の教育の整理もしていくが、サポーターや事業者等も行政で把握できるところは把握していき、見える形にしていくことについて、課題的なところはあるが、ご検討いただければ。

○**中村弘毅委員** 概要版でとても見やすくなったが、「消費者市民社会の実現」の見開きが少しさびしく、絵や情報を入れるなど工夫しては。また「具体的には」や「影響を及ぼすことができる様々な問題」に書かれていることは、どうしたことをするとこうしたことに影響があるのかということが、一般の人には結びつかないのではと思われる。配置などで私たちの行う1つ1つの行動が世界的な問題につながることを示せればいいのではないか。次の見開きの②にある「ICTリテラシ」という言葉が難しく、わかりやすい表現がいいのでは。

○**松苗弘幸会長** 言葉の使い方について、わかりやすくくだいた表現を使うのか、新しい言葉を使いつつ注を付けるのか。みなさんの考え方はどうでしょうか。本編15ページにはフェアトレードやエシカル消費なども出てきます。わかりにくい用語というご指摘はその通りだと思うので。

○**川島所長補佐** 本編の素案では、用語解説を載せることになっており、これを参照してもらうこととなります。ただし概要版ではパッと見でわかりやすくするのがみなさん共通の意見だと思いますので、持ち帰って検討させていただきたい。

○**松苗弘幸会長** 指摘は指摘として検討していただき、わかりやすく工夫していただき、次回以降提示いただくようにしましょう。

○**石田恆子委員** 分からなかった所は素案の2ページのところの上の(2)消費者をめぐる状況の4行目の消費者被害の防止に「かかる」の「かかる」は「かかわる」ではなく「かかる」なのでしょうか。

○**消費生活総合センター所長** 「かかわる」という意味になりますが、役所ことばになってしまいましたので、また精査させていただきたいと思います。

○**松苗弘幸会長** たしかに我々は、法律の条文など普通に使用しておりますが、皆さんが聞くとわかりにくく、たしかに役所ことば的になってしまいがちですね。

○**石田恆子委員** もうひとつ7ページの表1のところがよく分からない。デジタルコンテンツのかけ書きのかけこの説明についてはそのうちの通信販売の占める割合とすれば分かりやすいのではないか。この表を見た限りではよく分からなかったです。

○**川島所長補佐** ご意見ありがたいのですが、文言については、文言全てチェックしていただいて、紙などで提出していただけると助かります。この場でひとつひとつ挙げていただきますとお時間の方がかかってしまいますので…。是非そうしていただけると助かります。

○**松苗弘幸会長** そこは、行政的に見たり、専門的に見たりしたほうがいいと思います。6ページの(1)件数推移の部分が、減少傾向をたどって減少して増加に転じ、微減傾向にあって高止まりと言う表現が分かりにくいので、検討いただければと思います。今まで出していただいた細かい点は随時出していただいて事務局の方で趣旨が変わらない程度に反映していただいて結構ですので、任期もまだ少しございますので、検討していただければと思います。それでは、皆さま方からいただいたご意見を参考に、事務局にて最後取りまとめをしていただいて次回の協議会を兼ねた審議会で提示いただきますようお願いいたします。続きまして、2つ目の議題になりますが、「平成28年度消費者教育実施状況調査結果」及び「平成28年度消費者問題調査結果」についてですが事務局より説明をお願いいたします。

○**消費生活総合センター所長** 議題2について説明。

平成28年度消費者教育実施状況調査の結果について、ご報告させていただきます。資料4になります。消費者教育実施状況調査は、平成26年度から開始し、今回で3回目となる調査になります。平成24年12月に消費者教育推進法が施行され、消費者教育の推進・強化が求められている中で、消費生活総合センターでは、様々な消費者向けの教育・啓発事業を行ってまいりましたが、消費者教育の範囲はとても広いもので、環境に関すること、食育に関すること、国際理解教育に関することなども、広い意味での消費者教育に該当し、当センター以外が行っている、消費者教育に該当する教育・啓発活動について、全庁的に調査を行い、実態の把握を行うことを目的に行っております。それに加えて、今年度は、平成29年4月に計画期間の開始を予定している、消費者教育推進計画の策定を進めているところです。さいたま市の消費者教育の実態を踏まえた上で、課題を見つけ、重点となる分野や強化が必要な分野を明らかにしていき、これを計画に盛り込んでいくという作業が必要になっており、この調査結果はそのための基礎資料になるものと考えております。この調査結果を踏まえ、消費者教育推進計画に盛り込んでいく過程におきまして、担当課にはいろいろ確認させていただいたり、消費者教育の今後の進め方などについて依頼したり場合によっては今後策定のための協議会にご参加いただいて、現場の意見を委員の皆さまに直接伝えていただくなど、様々な場面でご協力していただくことも考えられます。

資料4が、今回の調査結果をまとめた一覧表になります。こちらは、庁内の組織順に提出していただいた消費者教育の施策をリストアップしたもので、施策名、消費者教育を受ける対象、施

策の詳細・内容等を記載しております。また、施策の中には、消費生活基本計画の具体的施策に該当するものも多く含まれていますので、それについては備考欄にその旨を記載しております。個々の施策については資料をご確認いただければと思います。最後に、結果につきましては消費者教育推進計画素案に反映しております。

次に、平成 28 年度消費者問題調査の結果について、ご報告させていただきます。お配りした資料の中から、A3 版の「(資料 5)平成 28 年度消費者問題調査結果」をご覧ください。消費者問題調査は、平成 21 年度から開始し、今回で 8 回目となる調査になります。平成 20 年にさいたま市消費生活基本計画を策定し、消費者被害への機動的な対応や消費者被害対策の強化に向けて、主にどういった消費者問題があるのか、当センター以外にどれだけの問題があるのかとても把握できないため、全庁的に調査を行い、実態の把握を行うことを目的に行っている調査になります。また、本市を取り巻く社会経済情勢に応じた消費者施策の策定及び実施について、関係部局が横断的に協議し、本市における消費者行政の適格な推進を図るため、今後、消費者トラブルを発生させる恐れのある事業を把握し、未然に防ぐ対策を検討することも目的になっております。全庁的にいただいた調査を見てみると、市職員などを装い、個人情報や口座情報を詐取しようとしたり、物を売りつけたりといったものが目立ちます。「なりすまし」の典型的な手法です。また、市の補助金事業に重ね合わせ、「元が取れる」とか「支払った分が戻ってくる」などと言って売りつける訪問販売の手口も挙げられています。法令で義務付けられていると言って消火器や住宅用火災報知器の点検や販売を行ったり、無料の点検サービスや水漏れトラブルなどを契機に、本来不要な修繕工事などを行い、高額の代金を請求したり、消費者の不安を煽る手口も継続して起こっているものであります。また、高齢者を主に狙ったいわゆる還付金詐欺も相変わらず多くなっております。このように、高齢者や障がい者といったものを狙った詐欺的な被害は消費生活相談も多く寄せられているもので、庁内での連携がさらに重要になってくると考えています。さいたま市の消費者問題の実態を踏まえた上で、課題を見つけ、重点となる分野や強化が必要な分野を明らかにしていき、これを活用していくという作業が今後にも必要になりますが、この調査結果はそのための基礎資料になっていくものと考えております。最後に、今回の調査ですべてが把握できているとは考えておりません。従いまして、今後につきましても毎年定期的に調査を実施していきたいと考えております。

○松苗弘幸会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から「平成 28 年度消費者教育実施状況調査結果及び平成 28 年度消費者問題調査結果について」説明をいただきましたが、ご質問があればお願いいたします。

○池上憲二委員 この、消費者教育実施状況調査というのは、素案の 33 ページにあるものと同じものですね。素案の方は全部で 83 ありますが、ところが資料 4 の方は 81 でどちらが正しいのでしょうか。どちらが新しい方かわかりませんが、正しい方を掲載してください。

○消費生活総合センター所長 確認させていただきます。ありがとうございます。

○松苗弘幸会長 それは、よろしく申し上げます。

○吉川尚彦委員 資料について、どう受け止めたらいいのかということなのですが、15番の栄養士による離乳食講話のところですが、その後も似たような施策があつて、何が違うのか見てみると児童センターごとに記載されていると思ったときに、そもそも、さいたま市内には児童センターがいくつあつてそもそも前提が分からないので、どう受け止めたらいいのかが分からないというのが質問です。

○松苗弘幸会長 この15番以降が、個々個々の施策なのか児童センターで実施をするという施策の中の個別の実施なのか、個々だとするとどういう扱いなのか、全体としてのひとつの施策であれば、児童センターがいくつあつてどういうことをしているのか、個々だとしても何故全部ではなくて掲載されている児童センターなのかという理由が関心事だと思いますが、局は違いますが、事務局の方で把握はされているのか、把握されていないのであれば、確認が必要になると思います。

○消費生活総合センター所長 この表でございまして、毎年度、全庁的に消費者教育に該当するようなものがあるかどうか照会させていただいており、回答されてきたものをそのまま掲載しているものであり、細かい計画などはまでは掲載しておりません。

○松苗弘幸会長 ここの消費者教育の実施状況調査結果についてはそうなのかもしれませんが、基本計画に係わってくる部分で係わってくる部分であれば、やはり実施状況の確認が必要になってくることもありますので、引き続き確認できる範囲でお願いします。その他いかがでしょうか。それでは、議題3の「その他」ということで、皆さまから何かありますか。よろしいでしょうか。事務局の方からは何かありますか。

○消費生活係荒川主査 事務局から1点ご報告させていただきたいと思います。平成27年度さいたま市消費生活相談件数についてご報告させていただきます。平成27年度の相談件数ですが、市内3センター合計9,263件で、平成26年度に比べ59件減少、高止まりで推移しています。架空請求が急増した平成16年度をピークに減少傾向をたどり、平成24年度には8,412件にまで減少しましたが、平成25年度に再び増加に転じ、平成27年度まで微減傾向にあるものの、年間約9千件台と高止まりで推移しています。また、85.1%が電話による相談であり、電話による相談が中心となっています。

契約当事者の年代別では、消費活動の活発な40歳代が最も多く、続いて70歳以上の相談が多くなっています。前年度も同様となっており、その他の年代ではほぼ横ばいになっています。

最近の傾向としては、「デジタルコンテンツ」が多く、アダルト情報サイトや有料サイトの利用料の架空請求・不当請求や出会い系サイトの相談が主なもので相談全体の21.3%を占め、その割合も年々増加傾向です。年代別に見てもすべての年代において相談件数で1位となっております。

インターネットやスマートフォンの利用が幅広い年代層で普及していることを示すとともに複雑な契約内容をよく理解できないまま契約に至りトラブルが発生している状況が多くなっております。

○**松苗弘幸会長** ありがとうございます。何か他にございませんか。なければ議事を終了し、進行を事務局にお返しします。本日をもって5期の最後の審議会となります。私自身も今期をもちましてこの審議会から退任させていただくことになります。私自身は、審議会が出来た平成18年からなので10年務めてまいりまして、途中から会長も務めさせていただきました。この審議会では様々なご意見が出てとても良かったと思っております。留任される委員の方々もいらっしゃると思いますが、消費者教育、消費者安全法いずれにおいても非常に動きのある時期でもございますので、引き続き消費者行政に関心を持っていただければと思います。これまでありがとうございました。お礼申し上げます。

○**川島所長補佐** ありがとうございます。

〔議事録への署名の件について手順等確認〕

〔今回で5期審議会は最後、次期に引継ぎ市の消費者行政に反映させていく〕

〔5期第7回さいたま市消費生活審議会を閉会〕

散会（午後3時32分）